

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域データセンター整備促進税制の創設	
要望内容 (概要)	<p>東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>(1) 対象者 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の規定に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>(2) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置（直流に限る）、無停電電源装置、非常用発電機^{※1} ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(3) 措置内容 固定資産税：取得後5年度分の課税標準の特例（軽減割合1/2）</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [] </div>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲47（-） [平年度] ▲133（-） [改正増減収額] 一</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靭化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 IoTの普及や官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の施行を踏まえ、今後地域で生まれるデータの急速な増大が予想される中、地域のデータセンターの投資を促進することによって、地域の情報流通を円滑化し、多様な分野における効率性の向上や蓄積された情報の高付加価値化に資すると考えられる。 今後も増加が見込まれている地域のIoTデータや官民データの蓄積・活用や、東京圏に集中しがちなデータやトラヒックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 30 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】 V. 情報通信（I C T 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備
	政策の達成目標	平成 28 年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」※2 の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※3 における比率（以下「指標の比率」という。）を、平成 28 年度末時点で約 57.85% であるものを、平成 38（2026）年度末までの 10 年間で 1% 下げることを目標とする。 ※2 民間調査（データセンタービジネスマーケット調査総覧（株式会社富士キメラ総研）における 1 都 3 県のサーバールーム面積 ※3 民間調査（データセンタービジネスマーケット調査総覧（株式会社富士キメラ総研）における全国のサーバールーム面積
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（適用：2 年間）
	同上の期間中の達成目標	平成 31（2019）年度末時点での指標の比率を、約 57.55% に低減する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 32（2020）年 3 月末までの 2 年で 40 件 ※業界団体へのヒアリング等による。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在、データセンターの約 6 割が東京圏に分布していることから、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税の特別償却 30%）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—